

松阪市保育園利用調整基準表

1 基本点数表

保護者が保育を必要とする事由に応じて、次の基本点数を付与する。

(1) 保護者（例：父・母）それぞれの基本点数の合計点を申込児童の基本点数とする。

事由	細目	基本点数	
1 就労 (内職等含む。該当する項目の基本点数を加算する)	就労時間	月 175 時間以上の就労を常態とする。	10
		月 155 時間以上の就労を常態とする。	9
		月 120 時間以上の就労を常態とする。	8
		月 106 時間以上の就労を常態とする。	7
		月 92 時間以上の就労を常態とする。	6
		月 78 時間以上の就労を常態とする。	5
		月 64 時間以上の就労を常態とする。	4
	就労形態	被雇用者（会社員等）又は自営業者 その他（内職等含む）	2 0
2 妊娠・出産	出産前後で保育できない場合	10	
3 病気・疾病・障がい（該当する項目の基本点数を加算する）	日常生活能力の程度	治療のため入院（1か月以上にわたると見込まれるものをいう。）	7
		要他者援助（常時介護）	6
		要他者援助（生活の大半）	4
		要他者援助（部分的）	3
		日常生活や社会生活上の一定の制限	1
	保育可能の程度	保育不可能	5
		部分保育可能	3
4 親族の介護	月 120 時間以上の常時介護若しくは看護又は週 5 日以上入院、通院若しくは通所の付添いを行っている（送迎サービスを除く。）	8	
	月 106 時間以上の介護若しくは看護又は入院、通院若しくは通所の付添いを行っている。	7	
	月 92 時間以上の介護若しくは看護又は入院、通院若しくは通所の付添いを行っている。	6	
	月 78 時間以上の介護若しくは看護又は入院、通院若しくは通所の付添いを行っている。	5	
	月 64 時間以上の介護若しくは看護又は入院、通院若しくは通所の付添いを行っている。	4	
5 災害復旧	本人の住家の災害（火災、風水害、地震等）復旧に当たっている。	12	
6 就学 (学校教育法・職業能力開発促進法に基づくもの)	就学時間	月 160 時間以上就学している。	9
		月 140 時間以上就学している。	8
		月 120 時間以上就学している。	7
		月 100 時間以上就学している。	6
		月 92 時間以上就学している。	5
		月 78 時間以上就学している。	4
		月 64 時間以上就学している。	3
7 求職活動	求職活動中、起業準備中	3	
8 不存在	死亡、離婚、行方不明、未婚、拘禁等 ※離婚には「裁判所により発行される離婚調停中であることが証明できる書類」や「離婚協議中であることがわかる弁護士等による証明（公正証書など）」を提出する離婚予定の場合も含む	13	
9 その他	その他、市長又は福祉事務所長が必要と認めるもの (上記項目に準ずる) ※保護者の保育の必要性を証明する書類等の提出がない場合、又は保護者が最低点数を希望する場合、当該保護者の基本点数は 0 点とする。	0～13	

(2) ただし、下記の社会的養護を必要とする事由に該当する場合、基本点数は 25 点とする。

事由	細目	基本点数
社会的養護	市長又は福祉事務所長が、申込児童が虐待されている又はそのおそれがあると認める場合	25
	市長又は福祉事務所長が、保護者が配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認める場合	
	その他、保護者による育児放棄等の諸理由により、市長又は福祉事務所長が支援が必要と認める場合	25